

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要について

令和5年6月27日
総務省

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の締結に努めた。

2 令和4年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている(1)電気の供給を受ける契約、(2)自動車の購入及び賃貸借に係る契約、(3)船舶の調達に係る契約、(4)省エネルギー改修事業に係る契約、(5)建築物の設計に係る契約、(6)建築物の維持管理に係る契約、(7)産業廃棄物の処理に係る契約のうち、(1)、(2)及び(6)について環境配慮契約を実施した。

なお、(3)、(4)、(5)及び(7)については契約締結の実績がなかった。

(1) 電気の供給を受ける契約

令和4年度における環境配慮契約締結総件数は32件（電力の総契約量は17,541,336kWh）であり、このうち高圧電力等については10件（電力の総契約量は9,920,717kWh）、低圧電力等については21件（電力の総契約量は93,627kWh）であった。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和4年度における調達総台数は120台（購入96台、賃貸借24台）であった。このうち、環境性能（燃費）及び価格を総合的に評価しその結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による調達は22台であった。総合評価落札方式によらない調達については、いずれも車種等を具体的に限定する必要があったものである。

(6) 建築物の維持管理に係る契約

令和4年度における調達は14件あり、うち1件は環境配慮契約を実施した。